

「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」について、
学識経験を有する者、関係する住民等、関係都県から
いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】(変更原案)」について学識経験を有する者、関係する住民等、関係都県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 2 治水の沿革	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」について <ul style="list-style-type: none"> ・ この洪水によって起きた被害を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨を踏まえて、利根川水系の鬼怒川等における洪水状況に修文します。
2. 3 河川環境の整備と保全に関する現状と課題	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質について <ul style="list-style-type: none"> ・ 表 2-8 及び表 2-9 については、環境基準値の表現を修正すべき。 ・ 水質データは、最新の結果を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基準の表現については、ご意見を踏まえて、修文します。 ・ 今回の変更は霞ヶ浦導水事業の検証の結果を踏まえた、「霞ヶ浦導水」に関する記載内容の変更、「河川の整備の実施に関する事項」を現時点の記載とする等の変更であり、水質データについては、整備メニューを設定した際のものとしています。
2. 5 新たな課題	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象変動適応策の推進について <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化により河川に何が起り、何が課題になるのか検討、整理しておくことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、変更原案「2.5(1)気象変動適応策の推進」に記載しています。
3. 2 計画対象期間	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済状況等との関係について <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会状況等の変化に応じた計画の見直しの可能性について、2 章及び 4 章にも記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、計画全体にかかる「3.2 計画対象期間」に記載しています。
4. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本高水流量の算出方法について <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本高水流量を総合確率方で算出しているが、流量に対する雨量の回帰式に基づいており誤りである。正しくは一定雨量におけるピーク流量群の平均値の年超過確率はその雨量の年超過確率に等しいとすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合確率法は、流域の過去の代表降雨波形ごとに任意のピーク流量が生じる雨量に対する超過確率を算出し、その超過確率と降雨波形の生起確率の積を求め、すべての降雨波形にわたって加算してそのピーク流量の超過確率とし、様々なピーク流量の超過確率を求め、その関係から計画規模相当の確率流量を算定しています。
	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画目標に津波対策を追加してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波については、変更原案「4.1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は、軽減に関する目標」に記載しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水事業全般について <ul style="list-style-type: none"> ・ 上下流及び左右岸のバランスを配慮し、コスト縮減にも取り組んで事業を進めてもらいたい。 ・ 必要な治水対策事業について、事業コスト管理や地元関係者への説明を適切に行いつつ、計画対象期間を前倒しして早期完成を図り、利根川の治水安全度の向上に最大限努力してもらいたい。 ・ ハッ場ダム建設あるいは首都圏氾濫区域堤防強化対策等の事業について、強力な推進をお願いしたい。 ・ 現在進められている波崎堤防の早期完成を図られたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利根川・江戸川は1都5県にまたがり、広域的な治水バランス等について調整が必要な河川であり、上下流、左右岸のバランスの確保を図りながら進めていくこととしており、整備にあたっては、新技術の活用等によるコスト縮減に努める旨、変更原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は、軽減に関する目標」に記載するとともに、ハッ場ダム建設事業等具体の整備メニューについては変更原案「5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しています。
	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行の場所を削除することについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行箇所を削除したのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の整備の実施に関する事項を現時点とするため、工事が完了した場所を削除しています。
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行の場所の追加について <ul style="list-style-type: none"> ・ 神栖市波崎地区の対策を本文中に記載してもらいたい。 ・ 利根川河口から上流区間及び、波崎別所付近においても整備計画に位置付けてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の変更は霞ヶ浦導水事業の検証の結果を踏まえた、「霞ヶ浦導水」に関する記載内容の変更、「河川の整備の実施に関する事項」を現時点の記載とする等の変更であり、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導流堤の撤去について <ul style="list-style-type: none"> ・ 導流堤の撤去については、漁港管理者や、地元漁業者としっかりと協議を行ってもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の実施にあたっては、関係機関と協議・調整の上、実施に努めてまいります。
	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸透・侵食対策後のモニタリングについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵食対策工事完了後においても洗掘等が懸念されることから、モニタリングが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて、修文します。
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格堤防の賛否に関するご意見について <ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格堤防計画は費用がかかり、まちづくりと一体で行う為、住民の同意を得ない限り、進めることができないため、非現実的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格堤防の必要性や施行の区間については、変更原案「5.1.1(4) 超過洪水対策」に記載しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 北小岩一丁目高規格堤防の「点」の整備は、治水対策として意味がない。 ・ 人権侵害である。 ・ 浸水する可能性が低い地区に行く必要性がない。 ・ 一時避難場所として利用することはできない。 ・ 計画に記載がなかったものが、先行して進められている。 ・ 事業の必要性が乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高規格堤防事業については、「人命を守る」ということを最重要視して、「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」に限ることとしています。 ・ 江戸川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について高規格堤防の整備を行う必要があると考えています。 ・ 高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施することとしています。 ・ 高規格堤防は、既につながっている堤防を強化するものであり、河川水の越流、浸透等に対する最善の強化手法であり、ひとつの区間が整備されただけでもその区間における堤防の安全性が格段に向上します。 ・ また、幅の広い高台を確保できるため、洪水時の水防活動の拠点や避難場所等として活用することが可能になります。 ・ さらに、堤防上には良好な住環境を提供することが出来るなどの多面的な効果が発揮されます。 ・ なお、河川の整備に当たっては、引き続きコスト縮減に努め、実施していきます。
	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過洪水対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 低コストの堤防強化工法を導入すべき。 ・ 想定外の洪水に備える堤防強化工法を導入すべき。 ・ スーパー堤防は地震等に対して安全（な構造）とは言えない。 ・ 超過洪水対策として見直しが必至。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防強化に関する技術研究が各方面で実施されているところですが、現在の技術レベルでは高規格堤防以外に越水に耐えられる構造は確立されていません。 ・ 高規格堤防に伴う盛土工事を実施するにあたっては、基準に基づき設計を行い、適切な盛土材料を使用した上、適正に施工管理を行っており、高規格堤防の安全性を確保しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過洪水対策以前に対応すべき事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 超過洪水対策として高規格堤防しか考えないのはおかしい。 ・ 他に優先すべき堤防整備箇所があるため、優先順位を考え直すべき。 ・ 高規格堤防より、他の河川整備を優先すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水対策は、洪水の発生頻度と発生した場合の被害の大きさの2つを見て対策を講じていく必要があります。 ・ 江戸川の下流部などの人口・資産が高度に集積する低平地においては、堤防の決壊による壊滅的な被害を回避するため、高規格堤防の整備が必要であると考えています。
	15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震・津波遡上対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波の河川遡上に関する記述が少ない。 ・ 関東の各河川で氾濫があったことから、表現を見直すべきではないか。 ・ 整備内容に利根川河口部と下流部の津波対策を追加してもらいたい。 ・ 津波に関して、「遡上し流下し」の言葉の意味がわかりづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の津波の河川遡上と氾濫については、「2.5 新たな課題」において東北地方太平洋沖地震による東北地方津波被害の状況に加えて、利根川・江戸川における地震による被害状況を簡潔にまとめて記載しています。 ・ また、津波対策については、変更原案「5. 河川工事の実施に関する事項」において、(5)地震・津波遡上対策を記載しております。 ・ 「遡上し流下」については、国土交通省が設置した河川津波対策検討会の中で河川津波として定義しています。
5. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦導水事業の位置づけ、必要性、効果について <ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦導水事業は、霞ヶ浦の水質が改善されるはずがなく、水質浄化は虚構。 ・ 時代錯誤の水資源開発であり、霞ヶ浦導水事業による新規水源の開発は不要。 ・ 生態系、自然環境に反する行為をしてまで行うべき事業ではない。 ・ 不要な新規利水事業は当面凍結したうえで、脆弱な堤防の強化のためにその予算を転用すべき。 ・ 霞ヶ浦導水事業は直ちに中止されるべきであり、河川整備計画に位置付けてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦導水事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を連絡する流況調整河川を建設し、河川湖沼の水質浄化、既得水の補給等流水の正常な機能の維持と増進及び特別水利使用者に対する都市用水の供給の確保を図り河川の流水の状況を改善するものです。 ・ 本事業については、平成22年9月28日付けで国土交通大臣から関東地方整備局長に対してダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、検証に係る検討を行い、最も有利な案は現計画案である霞ヶ浦導水事業案とされ、平成26年8月25日に国土交通省の対応方針として「継続」することが妥当であるとの判断がされました。 ・ 霞ヶ浦導水事業については、検証の結果を踏まえ、河川整備

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦導水事業は、計画を見ただけでは理解しにくい。変更原案とは別途、わかりやすい補足資料の作成を願いたい。 ・ 霞ヶ浦導水事業については、利根川下流部においても、水質の改善や多様な生物の生育、環境改善等に効果が期待されることから、早期の実施をお願いしたい。 	<p>計画に位置づけようとしているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の水質浄化に関する効果については、霞ヶ浦においては、那珂川及び利根川からの導水により、流入する河川水質に対する希釈効果が働くことによって、霞ヶ浦の湖水が希釈されるとともに、湖水の滞留時間が大幅に短縮される（いわば湖水が入れ替わる）ことになることから、霞ヶ浦の水質浄化に効果を発揮すると考えています。また桜川及び千波湖においても那珂川からの導水により水質浄化に効果があると考えています。 ・ 本事業の利水面の必要性については、利根川では概ね3年に1回の割合で取水制限が行われる渇水に見舞われているほか、本事業による開発量の一部は、事業の完成を前提に、既に暫定豊水水利権として取水されており、不安定な取水の安定化が必要となっています。 ・ 霞ヶ浦導水事業が運用されるようになれば、利根川の渇水については、取水制限率の抑制や期間の短縮を図り、渇水被害を軽減することが可能となります。那珂川の渇水については、那珂川の流況が安定さし、塩水遡上を抑制することで、那珂川下流部において、農業用水及び都市用水の安定的かつ安全な取水が可能となります。 ・ また、霞ヶ浦導水事業により都市用水が新規開発されることになることから、特別水利使用者として参画する茨城県、東京都、千葉県及び埼玉県の各水利参画者は、日常生活や産業振興に不可欠な水資源を安定的に確保することが可能となります。 ・ 都市用水については、ダム事業の検証に係る検討において、関東地方整備局は、霞ヶ浦導水事業の参画継続の意思のある各水利参画者の必要量は、水道施設設計指針などに沿って算出されていること、水道事業認可等の法的な手続きを経ていること、利水事業についての再評価においては「事業は継続」との評価を受けていること等を検討主体として確認したところです。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、地方公共団体は水道の計画的整備に関する施策を策定するとともに、安定的な水供給を考え、将来の必要量を推計しています。 ・ 霞ヶ浦導水事業の実施にあたっては、各施設について様々な観点から調査、実験等を行うとともに、利根川、霞ヶ浦、那珂川の環境についても調査を積み重ねてきました。具体的には、水理、水文、水質、生物等の各種の調査を実施し、生物調査については陸上動物、昆虫類、両生類、爬虫類、哺乳類、水生植物、付着藻類、魚類、鳥類、底生動物等を対象として実施してきています。また、水質等の環境への影響については、学識者からなる霞ヶ浦導水環境委員会を平成6年から平成19年にかけて計20回開催し、ご指導、ご助言をいただきつつ検討をしてきています。今後とも関連する調査等を継続して実施するとともに、必要に応じて、環境保全対策を講じていくこととしています。 ・ ご意見を踏まえ、今後、わかりやすい補足資料の作成を進めていきます。
	17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川からの取水、異なる水系間の水のやりとりによる影響について <ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川からの大量取水により、アユの仔魚の吸い込みや、涸沼のヤマトシジミへの影響を与えると予想される。 ・ 生物多様性の観点から、課題と対応を整理しておくことが必要。 ・ 事業が開始されてからのモニタリング調査の具体的な計画は示しておくべき。 ・ 霞ヶ浦から那珂川へ導水する際、特にカワヒバリガイ等外来生物が移送されないような対策が必要。 ・ 特定でも外来でもない“一般の”水生生物の河川・湖沼間での移入・移出を防ぐ方策についても示す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦導水は那珂川の水量の余裕があるときに取水するものです。 ・ 魚類の迷入防止対策については、以下のとおり配慮しながら対策を講じることとしています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ アユの稚魚等の吸い込みについては、那珂樋管を建設するに際して取水口の幅をできるだけ広くし、毎秒15立方メートルを導水した時の取水流速を平均で毎秒20ないし30センチメートル程度に抑え、取水口の前面に除塵機型回転スクリーン（メッシュ幅5ミリメートル）を設置し、物理的に稚魚等の迷入（吸い込み）を防止するとともに、吹き流しを設置し回避行動を促すことで、およそ3センチメートル以上の稚魚又は成魚の迷入（吸い込み）は回避できるよう配慮しています。 ・ アユの仔魚の迷入（吸い込み）防止対策としては、10月

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
		<ul style="list-style-type: none"> ほかの河川における同様の導水事業を行った結果など、既存調査報告などはできれば本整備計画でも参考資料として示して欲しい。 	<p>及び11月に夜間14時間取水を停止することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 底生魚の迷入（吸い込み）に配慮した魚返しや、モクズガニ等の移動に配慮した誘導ロープ等の迷入（吸い込み）防止対策も講じることとしています。 これらの対策については、「那珂樋管設置魚類迷入（吸い込み）防止対策効果試験検討委員会」において、魚類等を専門とする学識者7名からご意見を伺いながら検討してきたところです。 また、各種迷入防止対策の効果については、実験や他河川での事例等により確認済みであり、今後、実物大試験でも確認することとしています。 <ul style="list-style-type: none"> 涸沼のシジミへの影響については、ヤマトシジミの生息環境である涸沼、涸沼川の水質への影響を、水質シミュレーションにより予測したところ、霞ヶ浦導水事業を運用した後においても、涸沼川・涸沼の汽水域における塩分及び水質は、現状とほとんど変わらないとの結果を得ていることから、その影響は小さいと考えています。 霞ヶ浦導水事業における環境保全への取り組みについては、以下のとおり適切に調査を実施し、必要に応じて対策を講じていくこととしています。 <ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ浦導水事業の実施にあたっては、各施設について様々な観点から調査、実験等を行うとともに、利根川、霞ヶ浦、那珂川の環境についても調査を積み重ねてきました。 具体的には、水理、水文、水質、生物等の各種の調査を実施し、生物調査については陸上動物、昆虫類、両生類、爬虫類、哺乳類、水生植物、付着藻類、魚類、鳥類、底生動物等を対象として実施してきています。なお、モニタリング調査については、いただいたご意見を踏まえ、引き続き、適切に実施していきます。 また、水質等の環境への影響については、学識者からなる霞ヶ浦導水環境委員会を平成6年から平成19年にかけて計20回開催し、ご指導、ご助言をいただきつつ検討をしてきています。今後とも関連する調査等を継続して実施するとともに、必要に応じて、環境保全対策を講じていくこととしています。なおモニタリング調査については、頂いたご意見を

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<p>踏まえ適切に実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・霞ヶ浦と利根川、那珂川間での導送水によって、動植物の生息条件が変化する可能性が考えられますが、水温、流速の変化は局所的でわずかであることから、現存する動植物に与える影響は小さいものと考えています。 ・外来種の移送防止対策については、以下のとおり考えています。 <ul style="list-style-type: none"> ・外来魚の卵の移送を防ぐため、霞ヶ浦から那珂川への導水にあたり、砂ろ過施設を通水させることにより、ブラックバス等の魚卵を捕捉できることを実験で確認しています。 ・導水に伴う外来種の移送の防止については、引き続き、魚類等の専門家の指導の下、検討してまいります。 ・既存調査報告については、今後の検討に活用できるよう資料収集から行いたいと考えています。
5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	18	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全と再生について <ul style="list-style-type: none"> ・利根川下流で行っている自然再生に関する記述は必要ないか。 ・河川敷の乾燥化を防ぐために、出来るだけ裸地は作らないでもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、変更原案「5.1.3(2)自然環境の保全と再生」に記載しています。
5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	19	<ul style="list-style-type: none"> ・水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理について <ul style="list-style-type: none"> ・利根川河口堰の改築を検討してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、変更原案「5.2.1(3)水門、排水機場等の河川管理施設の維持管理」に記載しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における防災力の向上について ・ 河川計画は「施設」整備のみにこだわるべきではない。 ・ 平成 27 年 9 月洪水を踏まえ、ハード面、ソフト面の見直しが必要である。 ・ 施設の能力を上回る洪水等が起きた場合を想定し、計画を定めるべき。 ・ 浸水想定区域の指定は、どの事業を進めるよりも先に行うべき。 ・ 水防体制、特定緊急水防活動も、ハザードマップを公表し、整備計画と同時に議論すべき。 ・ 自治体や住民意見として自然に寄せられるほどに、リスク情報を徹底して、先出しすべき。 ・ 災害リスクの評価について、「浸水想定を作成」とあるが「浸水想定図」とすべき。 ・ 観測等の充実について、洪水、高潮に加え、「津波」を追加すべき。 ・ 水防活動について、「配慮する」とあるが、「支援する」とすべき。 ・ 災害リスクについては、トップダウンの情報提供のみならず、ボトムアップによるリスク情報の収集も盛り込むべき。 ・ 荒川で取り組んでいるタイムラインの運用を盛り込んでも良いのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」において、「施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とする。具体的には、施設の運用、構造、整備手順等を工夫するとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図る」旨を記載しています。 ・ なお、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、利根川・江戸川河川整備計画の主な計画対象区間では大きな被害は発生していないことから、いわゆるハード面の見直しは、必要がないと考えております。また、浸水想定区域の指定、リスク情報、タイムラインの運用等については、変更原案「5.2.1(8)地域における防災力の向上」に記載しています。 ・ また、観測等の充実、水防活動及び災害リスクについては、ご意見を踏まえて、修正します。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
	21	<ul style="list-style-type: none"> ・観測等の充実について <ul style="list-style-type: none"> ・河川監視用CCTVカメラの設置と撮影した映像をネット等へ公開してもらいたい。 ・「半鐘」については、現在も使用しているところがあるのか疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・CCTVカメラについては、変更原案「5.2.1(8)地域における防災力の向上」の中で、積極的に活用する旨、記載しています。 ・半鐘については、変更原案「5.2.1(8)地域における防災力の向上」の中で、地域特性に応じ有効に活用を検討する旨、記載しています。
5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	22	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・河川の正常な維持機能は、人間によってコントロールできるものではない。 ・霞導水の運用にあたっては、霞ヶ浦から利根川に導水される場所は、下流に初夏から秋にかけて、溶存酸素不足と推測される魚類の大量へい死が発生する地区があることや、内水面漁業協同組合の漁業権漁場があるため、十分考慮して慎重に実施していただくとともに、漁業関係者への十分な説明と理解を得ること。 ・霞ヶ浦導水の運用にあたってモニタリングは水量配分のみでなく、水質やプランクトン等の質の観点も重要である。 ・霞ヶ浦導水を運用する場合は、利根川だけでなく繋がっている霞ヶ浦や那珂川の河川環境も配慮するべきであり、本文に3河川を記載してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「5.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」では、「4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標」で示した地点毎の流量を確保するための実施事項を記載しているものです。 ・霞ヶ浦導水の運用については、ご意見を踏まえ、水質、水量の変化、生物の生息環境等についてモニタリング調査を実施するとともに、調査・研究を行い、利根川、霞ヶ浦、那珂川の河川環境に大きな影響がないことを確認しながら行ってまいります。なお、霞ヶ浦導水事業に伴い、長期間、漁業関係者との調整を行ってきており、既にご理解を得られている漁業関係者もいらっしゃいますが、今後もさらに丁寧に説明していく必要があると考えています。 ・ご意見を踏まえて修正します。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境の保全について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備事業による環境への変化を起こさないように工夫して欲しい。 ・ 植物群落の保全は、そこに棲む動物の保全にもつながるので重要ではないか。 ・ 良好な自然環境は、多様な植生を育むので留意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備事業の実施に際しての環境への配慮については、変更原案「5.1.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載しています。 ・ 植生群落の保全及び良好な自然環境については、変更原案「5.2.3(2)自然環境の保全」に河川整備の実施時に河川水辺の国勢調査等による調査結果の活用をする旨、記載しています。
	24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川空間の適正な利用について <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川内での固有の生態系保持と河川敷利用者とのバランスの工夫が重要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.2.3(3)河川空間の適正な利用」に記載しています。
河川整備計画の取り組みについて	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参考資料について <ul style="list-style-type: none"> ・ 参考資料は、専門用語を使用せず、平易な言葉にして掲示すべき。 ・ 参考資料は、本文と参考資料のつながりが読めない。 ・ 江戸川ゼロメートル地帯を地図で示せ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）の作成に当たっては、必要な内容をわかりやすく記述するよう努めています。
	26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係住民の意見を反映させる取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 机上で計画立案を行うのではなく、住民の意見を聞くべきである。 ・ 整備計画の変更は、住民参加のプロセスを取り入れ、公聴会等住民の意見を聞くことや有識者会議の開催も行うべきである。 ・ ハザードマップを策定・公表し、それをもとに住民の意見を募り、整備計画案を出し直すべき。 ・ 意見募集に性別の記述が必要なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の変更は霞ヶ浦導水事業の検証の結果を踏まえた、「霞ヶ浦導水」に関する記載内容の変更、「河川の整備の実施に関する事項」を現時点の記載とする等の変更です。 ・ 利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の変更を進めるにあたり、平成27年10月から河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議を開催し、関係都県と変更内容の認識を深めました。 ・ また、同平成27年10月に河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者に個別にヒアリングを行い意見聴取しました。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
			<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、同平成 27 年 10 月に「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」を公表し、意見募集をしてきたところでもあります。 ・ これらを踏まえて、関東地方整備局の考え方を整理するとともに、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更案）」を作成しているところです。 ・ なお、洪水等が発生した場合の浸水深、避難の方向、避難場所等を示し、円滑な避難を促進し、人的被害の防止を図るハザードマップの作成は地方公共団体の取組であり、変更原案「5.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載のとおり、技術的な支援等を行って参ります。 ・ 意見募集の様式等については、今後の参考とさせていただきます。
平成 27 年 9 月関東・東北豪雨について	27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鬼怒川における被災について <ul style="list-style-type: none"> ・ 鬼怒川の破堤被害を受けて、適切な被害軽減行動の実施がますます求められている。 ・ 災害リスクを考慮したまちづくり、地域づくりの促進に向けて、進捗度を高めてもらいたい。 ・ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受け、新たに加わった事実と、立案された計画に不整合がないようにすべき。 ・ 平成 27 年 9 月関東・東北豪雨を受け、出水流量や流下能力の検証を行い、必要な対策について検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」において、「施設能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とする。具体的には、施設の運用、構造、整備手順等を工夫するとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、的確な避難、円滑な応急活動、事業継続等のための備えの充実、災害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図る」旨を記載しています。 ・ 流下能力の検証及び必要な対策の検討については、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の主たる計画対象区間外のため、いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
その他	28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利根川・江戸川河川整備計画対象外範囲のご意見について <ul style="list-style-type: none"> ・ 霞ヶ浦の出入り口である水門を可能な限り、開門運用するよう、河川整備計画に位置づけるべき。 ・ 開門による霞ヶ浦の自然再生力、浄化力を高めるための「自然再生協議会」(仮称)の設置を記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の趣旨については、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の計画対象区間外のため、いただいたご意見については今後の参考とさせていただきます。
	29	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川周辺での太陽光発電施設について、堤防強化等の条件付けや制御が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の参考とさせていただきます。